

朝霞市自治会連合会会則

(名称及び設置)

第1条 この会は、朝霞市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を朝霞市役所市民環境部地域づくり支援課内に置く。

(目的)

第2条 連合会は、市内自治会・町内会等（以下「自治会」という。）相互の連絡協調を図るとともに、自治活動の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 連合会は、朝霞市に届け出を行った原則として50世帯以上の会員を有する単位自治会の会長をもって組織する。

2 本会の加入、脱会は理事会によりこれを決定する。

(事業)

第4条 連合会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関すること。
- (2) 自治会活動の総合的企画に関すること。
- (3) 市及びその他の公共諸団体との連絡協調に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員に欠員が生じた場合の後任者の選出方法については、次条に準じ、理事会において承認する。
- (4) 役員が任期途中で会員でなくなった場合、後任者が決定するまで、その任にあたることができる。

(役員選任)

第7条 役員は次の方法で選出し、定期総会に報告のうえ承認を得るものとする。

- (1) 理事の選出地区は別表によるものとし、各地区の中から理事会

の推薦により選出する。

(2) 会長、副会長、会計は理事の互選による。

(3) 監事は、理事以外の会員の中から理事会の推薦により総会において承認する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は連合会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(3) 理事は運営に関する重要事項を協議する。

(4) 監事は会計の監査をする。

(5) 会計は会計事務に従事する。

(顧問)

第9条 会長は理事会に諮って顧問を委嘱することができる。顧問は重要な会務について会長の諮問に答えるものとし、その任期は1年とする。ただし、重ねて委嘱することができる。

(会議)

第10条 会議は定期総会、臨時総会、理事会及び全体会とする。

(総会及び全体会)

第11条 総会及び全体会は次のとおりとする。

(1) 定期総会は、会計年度終了後おおよそ2か月以内に毎年1回、会長が招集する。

(2) 臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときこれを招集する。

(3) 総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。

(4) 全体会は必要に応じ会長が招集する。

(5) 総会は連合会の予算及び決算の承認、会則の改廃、事業計画その他重要な事項を決定する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立する。

3 緊急を要し総会を開くいとまのないときは理事会で決定し総会に報告するものとする。

4 その他、総会で議決した事項以外の業務の執行に関する事項。

(議事の決定)

第13条 議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

(専門委員会)

第14条 連合会の目的遂行のため、専門委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

2 委員会については、別に定める。

(経 費)

第 1 5 条 連合会の経費は、分担金、助成金、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

分担金は年額、次のとおりとする。

世 帯	金 額
5 0 ~ 9 9 世帯	2, 0 0 0 円
1 0 0 ~ 2 9 9 世帯	4, 0 0 0 円
3 0 0 ~ 4 9 9 世帯	6, 0 0 0 円
5 0 0 ~ 7 9 9 世帯	8, 0 0 0 円
8 0 0 ~ 1, 1 9 9 世帯	1 0, 0 0 0 円
1, 2 0 0 ~ 1, 5 9 9 世帯	1 2, 0 0 0 円
1, 6 0 0 ~ 1, 9 9 9 世帯	1 6, 0 0 0 円
2, 0 0 0 世帯以上	2 0, 0 0 0 円

(会計年度)

第 1 6 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(見舞・弔慰)

第 1 7 条 見舞・弔慰の規程は、別に定める。

(委 任)

第 1 8 条 この会則に定めのない事項については、理事会にはかり会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 4 9 年 5 月 2 0 日から施行する。
- 2 従前の朝霞市町内会長連絡協議会会則は、廃止する。

附 則

この会則は、昭和 5 1 年 5 月 1 6 日から施行し、昭和 5 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、昭和 6 1 年 8 月 8 日から施行し、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 2 年 5 月 2 6 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 9 年 5 月 2 3 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から

適用する。

附 則

1 この会則は、平成11年5月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 従前の朝霞市町内会連合会会則は、廃止する。

附 則

この会則は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月24日から施行する。

別 表（理事選出区分） 各2名

第1区（7団体）	第5区（4団体）
上の原町内会 緑ヶ丘親交会 膝折町内会 膝折宿町内会 膝折団地自治会 シャルマンコーポ第二朝霞自治会 県営朝霞幸町団地自治会	栄町町内会 広沢町内会 霞台町内会 昭和台町内会
第2区（9団体）	第6区（7団体）
下の原町内会 下の原南部町内会 下の原文化会 弁財町内会 若松町内会 三原町内会 富士見台自治会 新和自治会 ローリエ朝霞台自治会	岡町内会 向山自治会 東町内会 東南部町内会 東かすみ台町内会 城山町内会 三栄自治会
第3区（8団体）	第7区（7団体）

溝沼第一町内会 溝沼第二町内会 溝沼第三町内会 溝沼第四町内会 溝沼第五町内会 溝沼下町内会 溝沼住吉町内会 朝霞台ダイカンプラザ自治会	上内間木町内会 下内間木町内会 田島町内会 宮戸町内会 宮戸立出町内会 浜崎東町内会 浜崎上町内会
第4区（7団体）	第8区（7団体）
旭通り町内会 桜ヶ丘町内会 富士見町内会 本町霞台町内会 中央町内会 仲町町内会 コンフォール東朝霞自治会	浜崎南親和会 浜崎団地自治会 浜崎親交会 朝志ヶ丘自治会 霞ヶ丘東親和会 霞ヶ丘親睦会 境久保町内会

- 1 理事の中から、会長1名、副会長3名、会計2名を選出。
- 2 監事は、理事以外の会員の中から選出。